特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による地域生活支援事業の実施に関する事 務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す に関する事務	るための法律による地域生活支援事業の実施				
②事務の概要	障がい者、障がい児及び難病患者がその有する能力生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状福祉の増進を図るため、障がい者の日常生活及び社会、地域生活支援事業に関する事務を行う。藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別する法」という)の規定及び藤沢市の特定の個人を識別号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の(1)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用(2)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用(3)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用(4)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用知	況に応じた柔軟な事業を実施し、障がい者等の会生活を総合的に支援するための法律に基づるための番号の利用等に関する法律(以下「番するための番号の利用に関する条例(以下「番事務で取り扱う。 具等の支給申請の受理 具等の支給認定の審査及び審査結果の通知 1具等変更(喪失)届の受理				
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、自立 障がい者自立支援給付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 表計算ソフト	支援サブシステム、援護サブシステム)				
2. 特定個人情報ファイル	名					
自立支援給付·地域生活支援 補装具·日常生活用具決定台						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第3条第1項及び別表第7項					
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携					
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号					
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	福祉部 障がい者支援課					
②所属長の役職名	障がい者支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	-入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはないことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策	[]全项	頁目評価又は重点項目評価を実施	重する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対 けわれるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 トの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者の申請に基づき、あらまが行われるリスクの対策は		出してもらうようにしていることから、目 ıる。	的外の入

変更箇所

変更箇	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
及史口	機口	友文刊 000年	支定後の記載	TELL MY 701	近山町州に味る武功
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	高梨 良	安孫子 慎司	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施 機関における担当部署 ①部署	福祉部 障がい福祉課	福祉健康部 障がい福祉課	事後	組織改正のため
平成29年4月1日	情報ファイルの取扱いに関す	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	安孫子 慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない
平成31年3月28日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない
令和2年3月13日	表紙 評価書名	障害者の日常生活~	障がい者の日常生活~	事後	
令和2年3月13日	表紙 個人のプライバシ―等の権利 利益の保護の宣言	藤沢市は、障害者の日常生活~	藤沢市は、障がい者の日常生活~	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称	障害者の日常生活~	障がい者の日常生活~	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム)	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、自立支援サブシステム、援護サブシステム ム、自立支援サブシステム、援護サブシステム)	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象者人数 いつ時点の計数 か	平成28年9月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者人数 いつ時点の計数 か	平成28年9月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	[]接続しない(提供)	[〇]接続しない(提供)	事後	
令和2年3月13日	Ⅳ リスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象者人数 いつ時点の計数 か	令和1年10月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者人数 いつ時点の計数 か	令和1年10月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施 機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る問合せ 連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(省略) (1)移動支援、日中一時支援、日常生活用具 の支給申請の受理 (2)移動支援、日中一時支援、日常生活用具 の支給認定の審査及び審査結果の通知 (3)移動支援、日中一時支援、日常生活用具 変更(喪失)届の受理 (4)移動支援、日中一時支援、日常生活用具 変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知	(省略) (1)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給申請の受理 (2)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等の支給認定の審査及び審査結果の通知 (3)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更(喪失)届の受理 (4)移動支援、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具等変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知	事後	文章修正のため
令和6年12月11日	I 関連情報 9.規則第9条 第2項の適用	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和6年12月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記 載
令和6年12月11日	IV リスク対策 11. 最も優 先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対 象人数(いつの時点の計数	令和3年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取 扱者数(いつの時点の計数	令和3年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施